

仕 様 書

1 業務名

広島広域都市圏情報発信拠点運營業務（以下「運營業務」という。）

2 事業の目的

「THE OUTLETS HIROSHIMA」内に設置している「広島広域都市圏情報発信拠点 V BASE（以下「V BASE」という。）」において、広島広域都市圏の観光情報や圏域特産品（※1）の紹介などを実施し、圏域全体の活性化を図るため、V BASE内で下記4の業務を行う。

（※1）圏域特産品

広島広域都市圏内（※2）に、主たる事業所等（※3）を有する事業者が生産している食品や工芸品など

（※2）広島広域都市圏内

広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町、庄原市

（※3）事業所等

事業所、製造拠点、生産・収穫拠点、加工拠点、企画・販売拠点、仕入・販売拠点

3 履行期間

契約締結日から令和9年（2026年）3月31日まで

4 業務内容等

(1) 実施場所

THE OUTLETS HIROSHIMA 1階 1060区画
（広島市佐伯区石内東四丁目1番1号）

(2) 基本事項

V BASEの開設時間中（毎日10:00～20:00）1名以上配置し、以下の業務を行うこと。

（業務内容）

区 分	主な業務内容
観光情報等の発信に係る業務	<ul style="list-style-type: none">・広島広域都市圏構成市町（以下「各市町」という。）と綿密に連絡を取るなどし、観光施設情報や季節ごとの情報、イベント情報等を集集し、発注者に情報発信の提案や来店者への紹介を積極的に行う（季節ごとの情報の例）<ul style="list-style-type: none">【4月】桜、花見の見頃や穴場スポット 【6月】蛍の見頃や穴場スポット 【7、8月】夏祭り 【9月】果物狩の時期や場所【11月】紅葉の見頃や穴場スポット 【12月】イルミネーションのおすすめスポット 等・各種パンフレット類の受取・保管・配架・各市町の各種パンフレット類の欠品時の補充等連絡・来店者からの各種問合せ対応（対応困難時は各市町の連絡先案内）・各種問合せ内容の記録、及び情報提供
特産品等の商品紹介に係る業務	<ul style="list-style-type: none">・各市町等と綿密に連携し、特産品等の情報を収集するとともに、来店者への紹介を積極的に行う・特産品等を販売している施設内店舗の案内・レイアウト（陳列棚、紹介商品の変更を含む。）変更

広島広域都市圏魅力発信イベント開催業務（年2回程度）	<ul style="list-style-type: none"> ・V B A S Eの機能向上、魅力向上のため、魅力発信イベントの企画提案・準備・開催 ・施設利用に係る調整、手続き ・各市町との連絡・調整
広島広域都市圏観光PRコーナーとしての貸出業務	<ul style="list-style-type: none"> ・V B A S Eの広島広域都市圏観光PRコーナー（以下「PRコーナー」という。）としての活用を希望する各市町との調整 ・活用に係る注意事項の説明（禁止行為や食品の取扱等） ・活用に際しての施設利用に係る手続き（入館手続き等）の説明 ・活用する市町のスケジュール管理及び備品の貸出や管理、開催時の支援
来店促進及び広島広域都市圏ポイントの普及に係る業務	<ul style="list-style-type: none"> ・V B A S Eの来店者に、広島広域都市圏ポイントの発行を促す。 ・広島広域都市圏ポイントの説明・登録方法等の案内 ・広島広域都市圏ポイントの関連イベント等の紹介 ・広島広域都市圏ポイント専用端末の管理・操作
その他付随業務	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗内の日常清掃及び定期清掃（月1回のワックス清掃） ・店舗利用状況に係る記録、報告書の作成 ・各市町との各種連絡・調整 ・来店者が求める観光情報等の情報提供 ・施設管理者であるイオンモール株式会社が実施する会議、消防訓練等への参加 ・V B A S Eを活用したイベント開催についてのイオンモール株式会社及び各市町との連絡・調整

(3) 特記事項

- ア 業務の実施に必要な人員、機材（電話機、PC等を含む。）、消耗品等を準備すること。なお、受注者は、電話機及びPC等の設置については、回線開通に伴う手続きを行い、工事費、回線使用料等の負担をすること。
- イ 業務着手前に、業務現場責任者（以下「現場責任者」という。）を選任し、業務従事者の氏名等を記載した名簿を発注者に提出すること。
- ウ 現場責任者は、施設管理者にV B A S Eの店長として届出を行うこと。
- エ 現場責任者は、「甲種防火管理者」及び「防災管理者」の資格を有する者を選任しなければならない。
- オ 発注者と連絡調整が可能な体制を整備し、発注者からの要望等に速やかに対応すること。
- カ 業務に従事する者は、施設管理者が実施する従業員オリエンテーション等に参加すること。
- キ 業務に従事する者は、業務内容に相応しい服装で業務に従事し、来店者に対しては丁寧な対応をすること。
- ク 広島広域都市圏魅力発信イベントの開催に当たっては、広島広域都市圏内各市町の特産品が当たる抽選会を実施するものとし、各市町の特産品を受注者が購入（1市町当たり3,000円程度）するものとする。抽選会では、特産品が当選しなかった参加者については粗品を渡すこととし、粗品は受注者が購入するものとする。
- ケ 施設利用に関しては、施設管理者の指示に従うとともに、発注者に連絡すること。
- コ 業務実施に必要な費用（施設入館証発行費、従業員証発行費）については、施設管理者に支払うこと。また、電話回線等の使用料については、その契約先事業者を支払うこと。
- サ 毎月10日までに、前月分の業務実施報告書（別途指定）を作成し、発注者に提出すること。
- シ 業務に従事する者に対する教育、接遇研修等は、履行開始前までに受注者が行うこと。
- ス 広島広域都市圏ポイントの発行に当たっては、毎月10日までに前月の業務実施報告書と併せて、前月のポイント発行件数を発注者に報告すること。
- セ V B A S Eを広島広域都市圏内各市町がPRコーナーとして活用することが可能となっており、その貸出に当たっては、本市が作成する「広島広域都市圏情報発信拠点「V B A S E」利用の手引き」に基づき行うものとなる。各市町へのPRコーナーとしての活用に係る注意事項の説明等は、当該手引きに基づき行うとともに、適宜、手引きの修正案等を発注者に提案すること。

5 守秘義務等に関する事項

(1) 守秘義務

受注者及び受注者の業務従事者であった者は、契約の履行に際して知り得た秘密を契約の存続期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

(2) 個人情報保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

(3) 法令等遵守

ア 受注者は労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

イ 施設使用にあたっては、施設管理者が定める規則等を遵守し、施設使用に係る各種手続については、施設管理者と協議のうえ、使用すること。

(4) その他

受注者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

ア 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は全て受注者の責任において処理するものとする。

イ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と協議するものとする。